

令和5年尾張東部衛生組合議会第2回定例会会議録第1号

令和5年9月29日（金曜日）

議事日程第1号

令和5年9月29日（金曜日）午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 議席の指定について

日程第4 同意第2号 尾張東部衛生組合副管理者の選任について

日程第5 報告第1号 令和4年度尾張東部衛生組合一般会計予算継続費の精算について

日程第6 認定第1号 令和4年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議員派遣の件

日程第8 一般質問について

出席議員（15名）

1番 大島 令子

2番 川村 つよし

3番 おくだ けんじ

4番 浅井 寿美

5番 わたなべ さつ子

6番 大島 もえ

7番 いとう 伸一

8番 三木 雪実

9番 富田 宗一

10番 三宅 聡

11番 野村 弘

12番 片渕 卓三

13番 松原 大介

14番 ささせ 順子

15番 安田 吉宏

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者 川本 雅之

参 与 柴田 浩

参 与 佐藤 有美

監査委員(識見) 鈴木 洋子

会計管理者 戸田 仁司

瀬戸市 篠田 康生
市民生活部長

瀬戸市長 加藤 守幸

尾張旭市 大津 公男
市民生活部長

尾張旭市
環境久手市長
長久手市長
環境久手市長
事務次長

木戸雅浩
富田俊晴
前田繁樹

長久手市
くらし文化部長
事務長
主幹

門前健
涌井康宣
功刀義行

事務局出席職員氏名

専門員 奥土芳弘
議会書記 奥村あゆみ

議会書記 杉原誠

○議長（安田吉宏） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。これより令和5年尾張東部衛生組合議会第2回定例会を開会いたします。

なお、本日は傍聴人の定員を10名といたしましたので、ご承知おきください。

傍聴者におかれましては、会議中にご静粛にさせていただきますようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者はじめ関係理事者の出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出されている例月出納検査の結果報告について、本日までに受理しております。これらの報告書はいずれも事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりでございます。

ここで、議案に対する質疑の進め方についてご確認いたします。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、一問につきましては再々質疑までとして進めてまいりますので、よろしく願います。

これより日程に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定について

○議長（安田吉宏） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安田吉宏） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（安田吉宏） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、おくだけんじ議員及び浅井寿美議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議席の指定について

○議長（安田吉宏） 次に、日程第3、改選議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席番号を職員より朗読させます。

事務次長。

○事務次長（前田繁樹） それでは、改選議員の議席番号と氏名をお読みいたします。

1 番大島令子議員。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第2号 尾張東部衛生組合副管理者の選任について

○議長（安田吉宏） 次に、日程第4、同意第2号尾張東部衛生組合副管理者の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（川本雅之） おはようございます。

ただいまご上程いただきました同意第2号尾張東部衛生組合副管理者の選任についてをご説明させていただきます。

尾張東部衛生組合副管理者青山一郎氏は、令和5年6月15日をもって瀬戸市副市長の職の任期が満了したことにより尾張東部衛生組合の職を失しましたので、後任といたしまして瀬戸市副市長に選任いたしました大森雅之氏を尾張東部衛生組合副管理者に選任いたしたいと存じます。

つきましては、当組規約第10条第2項の規定によりまして組合議会の同意を求めらるるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（安田吉宏） 理事者の説明は終わりました。

本案に対するご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(安田吉宏) 特に質疑もないようですので、これにて質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。
本案に対する討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(安田吉宏) 特に討論もないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより採決に入ります。
ただいま議題となっております同意第2号尾張東部衛生組合副管理者の選任について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(安田吉宏) ご異議なしと認めます。よって、同意第2号尾張東部衛生組合副管理者の選任については、これに同意することに決しました。
それでは、大森雅之副管理者の入室を認めます。

(副管理者大森雅之 入場)

- 副管理者(大森雅之) よろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第1号 令和4年度尾張東部衛生組合一般会計予算継続費の精算について

- 議長(安田吉宏) 次に、日程第5、報告第1号令和4年度尾張東部衛生組合一般会計予算継続費の精算についてを議題といたします。

これについては、管理者から既に提出されております精算報告書をもって説明に代えることといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第1号 令和4年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長(安田吉宏) 次に、日程第6、認定第1号令和4年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

- 事務次長(前田繁樹) ただいまご上程いただきました認定第1号令和4年度尾張東部

衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをご覧ください。

令和4年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書をつけて組合議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の2ページ、決算総括表をご覧ください。

予算現額は17億3,328万5,500円でございます。前年度までは、令和元年度から行っておりました総事業費約54億円の延命化工事に係る支出があったことから、予算現額も平時と比べ大幅に増えておりましたが、令和4年度におきましては、5月の工事完了によりその支出が減少いたしましたので、前年度に比べ約64%の減額となっております。歳入額は17億1,588万5,993円で、表記はございませんが、予算現額に対する収入率は99.0%でございます。歳出額は16億5,056万8,957円で、予算現額に対する執行率は95.2%でございます。この結果、歳入歳出差引き過不足額は6,531万7,036円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、歳入及び歳出の明細についてご説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入、1款の分担金及び負担金でございますが、予算現額の合計10億2,898万4,000円に対する収入済額は、右ページにございますとおり10億2,898万3,351円、記載はございませんが収入率は100%となっております。

収入の内容は、備考欄にありますとおりごみの搬入量と人口に応じた構成市からの負担金で、1項1目の一般経費負担金と1項2目の建設経費負担金でございます。

この先、2款以降につきましては、予算現額の読み上げは省略し、収入済額と収入率及び主な内容を中心に説明させていただきます。

2款使用料及び手数料の収入済額は4億595万6,575円、収入率は101.2%でございます。

1項1目の土地使用料は、職員の駐車料金や電柱用地などの貸付に係るものでございます。

1項2目の施設使用料は、構成市の住民や事業者等から直接持ち込まれたごみの処理に係るものと北丘スポーツ公園の施設使用に係るものでございます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

3款財産収入の収入済額は1億2,578万2,863円、収入率は102.8%でございます。

1項1目の財産売払収入は、余剰電力及び蒸気の売却によるものでございまして、昨今のエネルギー価格高騰による売却単価の増額及び蒸気売却量の増加等により、前年度に比べ5,840万円の歳入増となっております。

1項2目の財産運用収入は、廃棄物処理施設整備基金の運用利息及び自動販売機敷地貸付料でございます。

4款繰越金の収入済額は1億4,265万4,149円、収入率は100.0%でございます。

5款諸収入の収入済額は650万9,055円、収入率は118.5%でございます。

2項1目の雑入は、アルミや鉄くず、また4年度新たに開始した落じん灰の売却収入などでございます。

続いて、12、13ページをご覧ください。

6款組合債の収入済額は600万円、収入率は31.1%で、延命化工事に係る起債によるものでございます。令和4年度は、公益財団法人愛知県市町村振興協会からの利率0.1%の固定金利、償還期間10年で500万円を、あいち尾東農業協同組合からの利率0.4%の固定金利、償還期間10年で100万円の2口を借入れしたものでございます。

なお、予算現額の1,930万円の中には延命化工事に係る継続費の通次繰越予算として1,430万円が計上されておりますが、計画した継続費予算に比べて実際の工事請負費等が少なく済んだことにより、当初の予定に比べ借入れの額が少なくなったため、令和4年度の組合債として収入したのは600万円となったものでございます。

7款国庫支出金の収入済額は0円でございますが、延命化工事に係る継続費の通次繰越予算として1,325万円が計上されておりますが、6款組合債と同様、計画した継続費予算に比べ実際の工事請負費等が少なく済んだことにより、国庫補助金の対象経費も同様に少なくなったため、令和4年度において国庫補助金としての歳入がなかったことによるものでございます。

以上により、歳入合計は下段のとおり、予算現額合計は17億3,328万5,500円、調定額は17億1,588万5,993円、収入済額も同額で、収入率は99.0%でございます。

次に、14、15ページをご覧ください。

歳出の明細について、支出済額、執行率及び主な内容を中心に説明させていただきます。

1 款議会費の支出済額は89万3,340円、執行率は55.8%でございます。内訳は、組合議会議員の報酬、行政視察に係る経費などでございます。

2 款総務費の支出済額は11億9,857万129円、執行率は97.5%でございます。

このうち、1 項 1 目一般管理費は支出済額が8,600万2,806円、執行率は94.8%でございます。主なものは、1 節報酬、2 節給料などの人件費と、1 ページはねていただきました16ページ、17ページ記載の18節負担金補助及び交付金などでございます。

続いて、16、17ページのやや下段をご覧ください。

2 項施設管理費でございます。

2 項 1 目の工場管理費は、支出済額が8 億6,469万7,027円、執行率は98.1%となっております。主なものとしましては、1 節報酬、2 節給料及び3 節職員手当等などの人件費、また1 ページはねていただいた18、19ページ記載の10節需用費で大気汚染防止用薬品の購入、ごみ処理施設における修繕料、12節委託料で粗大ごみ処理施設運転管理業務や計算機及び計装設備定期点検整備業務等の委託料、14節工事請負費で焼却施設や粗大ごみ処理施設の整備工事費などがございます。

次に、2 項 2 目の最終処分費は、支出済額2 億1,062万1,988円で、執行率は97.0%となっております。主なものとしましては、12節委託料の焼却灰等運搬業務、焼却灰処理委託業務及び北丘町の最終処分場運転管理業務に係る委託料、また1 ページはねていただいた20、21ページに記載された14節工事請負費の最終処分場に係る整備工事費などがございます。

次に、2 項 3 目の最終処分場周辺管理費は、支出済額3,724万8,308円、執行率は94.9%となっております。主なものとしましては、12節委託料の北丘スポーツ公園の管理業務の委託料、14節工事請負費の北丘憩いの家加圧給水ポンプ取替工事費及び18節負担金補助及び交付金の最終処分場周辺整備事業負担金などがございます。なお、本款においては3,018万9,871円の不用額が発生しておりますが、これは2 項 1 目の工場管理費において年度途中における退職者の発生や人事異動があったこと、また予算見込みに比べ時間外勤務が少なかったことなどにより人件費が減少したこと、また2 項 2 目の最終処分費において、予算見込みに比べ衣浦港第3号地廃棄物最終処分場A S E Cへの焼却灰の持込み量が減ったことに伴い、委託料が少なく済んだことなどによるものでございます。

3 款建設事業費の支出済額は4 億3,348万9,487円、執行率は93.7%となっております。

す。これは、12節の委託料で延命化工事に係る施工監理業務やごみ処理施設整備基本構想策定業務に係る委託料、14節の工事請負費で延命化工事の工事費及び24節の積立金で当年度の積立金と基金の運用利息を廃棄物処理施設整備基金へ積み立てたものでございます。なお、本款においては2,915万1,013円の不用額が発生をしております。これは、延命化工事に係る継続費の逡次繰越予算として2,974万2,500円が計上されておりますが、計画した継続費予算に比べ実際の工事請負費が少なく済んだことによるものでございます。

22、23ページをご覧ください。

4款公債費の支出済額は1,761万6,001円、執行率は49.9%となっております。これは、延命化工事に係る令和元年度から3年度の起債に係る元金及び利子の償還によるものでございますが、令和3年度起債に係る利率が見込みを大きく下回ったことなどにより1,766万7,999円の不用額が発生しているものでございます。

5款予備費の支出はございませんでした。

以上により、歳出合計は、下段のとおり、予算現額合計は17億3,328万5,500円、支出済額が16億5,056万8,957円で、翌年度繰越額は0円、不用額は8,271万6,543円、執行率は95.2%となっております。なお、不用額については、例年次年度の補正予算の際の財源として一部使用するほかは構成市に対し負担金の減額という形で返還しているものでございます。

続いて、24ページをご覧ください。

こちらは、令和4年度実質収支に関する調書でございます。

表中5にありますように、実質収支額は6,531万7,036円となっております。

25、26ページをご覧ください。

令和4年度財産に関する調書でございます。

1の公有財産につきましては、次の27ページの中ほどまで続いており、前年度からの増減はございません。

続きまして、27ページの中ほどをご覧ください。

2の物品につきましては、令和4年度中に印刷機の入替えを行いました以外、前年度からの増減はございません。

3の債権につきましては、該当ございません。

4の基金につきましては、廃棄物処理施設整備基金の表中にある決算年度中増減高

の欄にございますとおり、4億1,868万7,367円を積立てしましたので、決算年度末現在高は22億8,333万6,903円となっております。

最後になりますが、28ページ、29ページに主要な施策の成果に関する報告をまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

以上が令和4年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安田吉宏） 理事者の説明は終わりました。

なお、この決算につきましては、監査委員により審査が行われておりますので、ここで鈴木監査委員から審査の結果についてご報告願います。

○12番（片渕卓三） 議長、すみません。その前に。

今、説明があったんですが、金額の違いがあったから。

○議長（安田吉宏） 片渕議員。

○12番（片渕卓三） 12ページで、7款の国庫支出金で、これが1,352万円のところを1,325万円と言ったと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安田吉宏） 事務次長。

○事務次長（前田繁樹） 大変失礼いたしました。

7款国庫支出金につきましては「1,352万円」でございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長（安田吉宏） 改めまして、この決算につきましては、監査委員により審査が行われておりますので、ここで鈴木監査委員から審査の結果についてご報告願います。

監査委員。

○監査委員（識見）（鈴木洋子） それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算につきまして片渕卓三委員と共に審査を行いましたので、代表いたしましてその結果を報告させていただきます。

お手元の審査意見書の1ページをお開きください。

第3、一般会計の歳入歳出決算書及び附属資料の審査方法につきましては、関係諸帳簿、証拠書類等により計数の照合を行い、例月出納検査結果等を参考にして実施いたしました。

その結果、一般会計歳入歳出決算書及び附属資料は、いずれも関係する法令に基づいて作成されており、決算計数は正確であると認められました。

次に、第5、決算の概要についてであります。計数的なものについては意見書に記載いたしましたとおりですので、割愛させていただきます。

2ページの第6、財産に関する調書の審査でございますが、廃棄物処理施設整備基金の決算年度末現在高は22億8,333万6,903円と確認いたしました。

終わりに、令和4年5月に焼却施設基幹的設備改良工事が竣工し、平成4年に建設された施設は10年余りの延命を図ることとなりました。今後は、延命化後の施設更新に向けた計画を一層推し進めていくこととなりますが、引き続き最少の経費で最大の効果を上げることができるよう進めていただくようお願いいたします。

あわせて、今後も構成市との連携をより密にし、住民との協力の下、廃棄物の安定的で適正な処理、減量等に一層取り組むことを望みます。

以上をもって監査委員の報告とさせていただきます。

○議長（安田吉宏） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでしたので、これにて質疑を終了することといたします。

これより討論に入りますが、これも期限までに討論の通告はございませんでしたので、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号令和4年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算について認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（安田吉宏） 挙手全員であります。ありがとうございます。よって、認定第1号令和4年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議員派遣の件

○議長（安田吉宏） 次に、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾張東部衛生組合議会会議規則第87条の規定により、令和5年11月

15日の四日市市クリーンセンターへの行政視察に、全議員を派遣することにいたしました  
と思います。

なお、今後の情勢の変化により内容に変更が生じた場合には、議長にご一任いただき  
たいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(安田吉宏) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付してあります印刷物  
のとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 一般質問について

○議長(安田吉宏) 次に、日程第8、一般質問を行います。

ここで、一般質問の進め方についてご確認いたします。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、質
問時間は答弁時間を含めて60分までとして進めてまいりますので、よろしくお願いい
たします。

4番浅井寿美議員の発言を許します。

4番浅井寿美議員。

○4番(浅井寿美) それでは、通告に従いまして、質問を行いたいと思います。

質問項目の1、新たなごみ処理施設に関するアンケート調査について、小項目1、
現在実施されている新たなごみ処理施設に関するアンケート調査は、無作為に抽出さ
れた2,000人(瀬戸市900人、尾張旭市600人、長久手市500人)を対象とし、3市で同
時に実施されておりますけれども、アンケート調査の目的について伺います。

○議長(安田吉宏) 答弁に入ります。

事務長。

○事務長(涌井康宣) 新たなごみ処理施設を整備するに当たり、地域住民の方がふだん
行っているごみ排出の方法などを確認するとともに、次期施設整備に望むニーズや意
見の把握を目的としております。

以上でございます。

○議長(安田吉宏) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

(4番浅井寿美「はい、あります」の声あり)

はい。

○4番（浅井寿美） 今進められているアンケート、この締切りがちょうど本日29日となっておりますけれども、回収状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 9月26日火曜日時点で763件の回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

次の質問に移ってください。

○4番（浅井寿美） それでは、次は、この設問の中にふだんのごみ出しやプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法、また今後実施の可能性の高いプラスチック使用製品廃棄物の分別について、市民の皆さんの意識を問う項目がございますが、その目的を伺います。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 昨年度までに各構成市においてもごみ処理に関するアンケート調査を実施しておりますが、各市で調査内容が異なっていることや聞かれていない項目があることから、改めて調査を実施しております。

当組合が処理する一般廃棄物だけでなく、地域全体で今後のごみ処理の在り方を検討する一つの材料とするためアンケート調査を実施するもので、結果については市民の皆様に公表するとともに、構成市の担当部署に情報提供してまいります。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

はい。

○4番（浅井寿美） それでは、もう一回お聞きします。

今回のアンケートのタイトルが、新たなごみ処理施設に関するアンケート調査とな

っております。この設問、先ほどの設問の回答については構成市のところへ情報提供、情報共有ということなんですけれども、今ちょうど構想を練られております新しい施設の規模や廃棄物の処理の方法、方式などにもこのアンケートの設問は影響してくるのでしょうか。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 新しいごみ処理施設の規模については、1日当たりの計画処理量などを基に算定をいたします。

なお、基本構想において処理方式を決定するものではございません。ご質問いただいた点に関して、アンケート調査の結果が基本構想の内容に直接影響を及ぼすものではございませんが、今後の施設整備を進めていく中で適宜活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「いえ、再質問はありません」の声あり）

次の質問に移ってください。

○4番（浅井寿美） ただいまの1のところでは少し意見を述べさせていただきたいと思いますが、組合として3市共通のアンケートというものを実施したことは、かつてない、私も記憶にないなと思っております。いずれにしても、3市の市民の協力あってこそこの調査となりますので、今後結果が出ましたら有効にぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

それでは、2番の項目に移ります。

地球温暖化防止対策とプラ新法について、(1)2021年12月の一般質問で、本組合の地球温暖化防止対策について伺いました。当時は、地球温暖化防止対策実行計画の最終年度でありましたけれども、温室効果ガスを削減することが限界と判断をした平成28年度以降の実行計画では、計画策定時の温室効果ガスの排出量を基準とした現状維持を目標としてきておりますという答弁でありました。2022年度からの計画は、目標など含めてどのようになったのか伺います。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 令和4年度から6年度までの新たな実行計画におきましては、温室効果ガスの排出量を基準年度の令和元年度と同程度とすると目標を定めております。引き続き、計画策定時の排出量を基準とした現状維持を目標として排出量の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

次の質問に移ってください。

○4番（浅井寿美） 当時の本組合の地球温暖化防止対策の主な取組というのは、施設運用に関するものと、構成3市と連携をして行うものがあるとされておりました。その後のこれらについての取組及び温室効果ガスの発生の状況について伺います。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 安全で安定的な燃焼を確保するためには、温度、空気量などといった最低限度の基準がありますので、施設の運用に関するものには一定の制約がございますが、焼却炉の立ち上げの際の灯油の使用量の削減、蒸気タービン発電機の効率的な運転などに引き続き取り組んでまいります。

また、構成3市と連携して行うものは、ごみの分別、減量及び資源リサイクルなど構成3市のごみ施策に連動してまいりますので、引き続き構成市と連携しながら適宜見直してまいりたいと考えております。

コロナ禍にあった令和2年度以降は、巣籠もり需要によるプラスチック使用製品廃棄物量が増加した影響などにより温室効果ガスの排出量が増加しております。コロナ禍も落ち着きを見せ始めた今後におきましては、受け入れるごみの状況を見据えながら排出量の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

次に移ってください。

○4番（浅井寿美） （3）排出される温室効果ガスの量は、焼却される一般廃棄物中の廃プラスチックの量によって決まります。今後、構成3市でプラ新法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別が行われた場合、温室効果ガスの量にどのように影響するとお考えか伺います。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 温室効果ガス発生の大きな原因となる可燃ごみ中のプラスチック類を減らすことは、排出の抑制に大きく寄与するものと認識をしております。プラスチック類の混入を減らすための構成3市のごみ施策を今後も見守ってまいります。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

はい。

○4番（浅井寿美） それでは、もう一回伺います。

温室効果ガスの量については、令和元年度から令和2年度というのはコロナが急速に広がったということもあってその影響を強く受けまして、約30%増加するということになりました。また、温室効果ガスの量、特にCO₂の量に影響するのが廃プラスチックの量なんですけれども、これが令和2年度から令和3年度は572トン減少をし、令和3年度から令和4年度では744トン減少をしました。ピークだった令和2年度からは、約11%減少をしてきているということになります。目標としていたのが令和元年度の数値ということでまだまだ及びませんけれども、まだこれから続いているコロナ禍の中でも廃プラスチックの量が減少しているという状況はどのようにお考えか、分析をするのか伺います。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） プラスチック使用製品廃棄物量のコロナ禍を要因とする増加については解消されつつあるのではないかと考えておりますが、コロナ禍前の平成30年度、令和元年度に比べますとまだ多い状況でございます。廃棄物の受入れを担う本組

合といたしましては、構成3市のごみ施策が今後のプラスチック類混入の増減につながるものと認識をしており、引き続き混入の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

次に移ってください。

○4番（浅井寿美） 項目の2のところでの意見を少し述べさせていただきたいと思いますが、プラスチックに関しては、世の中に出回らないようにするという意味での発生抑制というのが非常に大事、また生産者、消費者含めた社会全体のこれが課題になってくるとは思いますけれども、捨てられた後のプラスチックについては各自治体の取組に今後かかってくるということになるかと思えます。

それでは、3つ目の項目で、地球温暖化防止対策とごみ処理施設更新について、(1)2022年4月1日のプラ新法施行に伴い、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、リサイクルが循環型社会形成推進交付金の交付要件となりました。このことは、今後施設更新のスケジュールにどのように影響するのか伺います。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 新しい施設整備においては、循環型社会形成推進交付金の活用を考えております。

議員が言われるとおり、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を構成3市が地域計画の最終計画日から1年後までに実施することが交付要件の一つとなっております。このことは、構成市の担当部署とも情報を共有させていただいております。引き続き、施設更新に影響が生じないよう、スケジュール等管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

はい。

○4番（浅井寿美） では、もう一回伺います。

今のご答弁の中で、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を構成3市が地域計画の計画最終日から1年後までに実施することが交付要件の一つとなっているということでありました。

例えば、地域計画が来年度から5年間で計画をされたとした場合には、3市は遅くとも計画から6年目になる令和11年度、2029年度までに容リプラや製品プラを合わせた分別収集を開始するということになるとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において、交付対象事業者は、地域計画の対象区域の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っているまたは当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村と明記をされております。

よって、交付金を活用するに当たっては構成3市全てがプラスチック使用製品廃棄物の分別収集等を期限までに行う必要がございます。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

次に移ってください。

○4番（浅井寿美） (2)番、交付申請には地域計画の作成、承認が必要となりますが、地域計画策定のスケジュールについて伺います。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 来年度より交付金を活用して各種計画策定を実施してまいりたいと考えております。このため、今年度中に第1期の地域計画を策定し、愛知県を通じて所管する環境省への申請を予定しております。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

はい。

○4番（浅井寿美） もう一回伺います。

計画期間としては来年度、令和6年度からは大体5年間ぐらいだと思いますけれども、現在策定している施設更新の基本構想策定からこの交付金が活用されるということによろしいですか。

○議長（安田吉宏） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 交付金は、地域計画承認後に実施をされる計画策定、工事費などが交付対象事業となります。現在策定をしております基本構想は、地域計画申請前に当たることから、交付対象事業の対象外となります。

予定どおり地域計画が承認されれば、来年度以降に実施を予定しております施設基本計画、環境アセスメントなどから交付金が活用できることとなります。

以上でございます。

○議長（安田吉宏） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（4番浅井寿美「いえ、ございませんが、意見を述べさせていただきます」との声あり）

はい。

○4番（浅井寿美） いよいよ3市の減量の政策、または新たな資源分別の施策が施設更新のためにも大変重要になってくるということが分かりました。ごみ減量や分別については、市民の皆さんの協力なしには不可能だということは分かっておりますが、市民の皆さんの前向きな意識が前向きな行動変容につながっていくというふうに思います。そして、それを引き出すのは行政の皆さん、そして我々議会の前向きな熱意、行動だと思います。プラスチック製品の分別収集には解決しなければならない課題はたくさんあると思いますけれども、ぜひ3市と組合の情報共有、協力体制で乗り切っていただきたい、そんなふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（安田吉宏） 以上で4番浅井寿美議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て終了しました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められておりますので、発言を許します。

管理者。

○管理者（川本雅之） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました副管理者選任の同意並びに令和4年度決算につきまして、慎重にご審議をいただき、原案のとおり議決賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

一般廃棄物の適正処理を安全、確実に継続していくためには、何より市民の方々のごみの減量や分別に対するご理解、ご協力が不可欠であります。また、様々なごみの減量、資源化施策を展開していただいている構成市と本組合との連携をさらに深め、地域全体で様々な課題に取り組んでいく必要があると考えております。こうした視点からも、議員各位におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（安田吉宏） ありがとうございました。

これにて令和5年尾張東部衛生組合議会第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員